

山梨県福祉サービス第三者評価機関認証要綱実施要領

山梨県福祉サービス第三者評価機関認証要綱（以下「要綱」という。）の実施要領を次のように定める。

（福祉サービス第三者評価）

第1条 要綱第1条に規定する「福祉サービス第三者評価」とは、山梨県福祉サービス評価推進機構（以下「推進機構」という。）が認証した福祉サービス第三者評価機関（以下「評価機関」という。）が、推進機構が定める評価手法及び評価項目をすべて取り込んで実施する、福祉サービスの評価をいう。

（法人格）

第2条 要綱第2条第1号に規定する「法人格」とは、公益法人、特定非営利活動法人、株式会社等をいい、法人の形態は問わない。

（福祉サービス）

第3条 要綱第2条第2号に規定する「福祉サービス」とは、次に掲げる各号をいう。

- (1) 社会福祉法に規定される社会福祉事業として提供されるすべての事業（ただし、社会福祉法第2条第3項第12号に規定される福祉サービス利用援助事業、同条同項第13号に規定される連絡又は助成を行う事業及びその他の相談を行う事業は除く。）
- (2) 介護保険法で規定される居宅サービス及び施設サービスとして提供されるすべてのサービス

（必要な資格や経験）

第4条 要綱第2条第4号に規定する「必要な資格や経験を有する者」とは、以下の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 福祉・医療・保健業務の有資格者で当該業務を5年以上経験している者
- (2) 組織の運営管理等業務を5年以上経験している者
- (3) 調査関係機関等で調査業務や経営相談を5年以上経験している者
- (4) 福祉・医療・保健・経営分野の学識経験者で当該業務を5年以上経験している者
- (5) その他、前各号に掲げる者と同等の能力を有していると推進機構が認める者

（当該評価機関を主たる所属とする者）

第5条 要綱第2条第4号に規定する「当該評価機関を主たる所属とする者」とは、当該評価機関が評価調査者として必要な資格や経験を確認し、そのことに責任を負う評価調査者をいう。

（所属）

第6条 要綱第2条第4号に規定する「所属」とは、常勤、非常勤、登録など雇用形態は問わないが、評価機関がその評価調査者が関わる業務について責任を持ち、評価機関から当該評価機関に所属する評価調査者であることを証する書類を付されていることをいう。

2 評価調査者は、主たる評価機関に所属しなければ、評価活動は行えないものとする。

3 評価調査者は、県内の複数の評価機関に所属して、評価調査者並びに評価決定委員会委員にならないこと。

(苦情対応体制)

第7条 要綱第2条第6号に規定する「苦情対応体制」については、受審事業者及び利用者からの評価内容に関する苦情を調整する体制をいい、評価機関は次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 受審事業者又は利用者と評価機関の両方で解決を行う。

(2) 受審事業者又は利用者と評価機関との調整がつかない場合には、推進機構に報告する。

(評価調査者自らが関係するサービス事業者)

第8条 要綱第7条第1号に規定する「評価調査者自らが関係するサービス事業者」とは、次に掲げる各号をいう。なお、本条第1号及び第3号に規定する「所属」とは、代表者や理事、役員等であること、又は、常勤、非常勤等の形態を問わず雇用関係があることをいう。

(1) 評価調査者が現在所属する又は以前所属していた法人が経営するすべての施設、事業所

(2) 評価調査者の4親等以内の親族が、現在代表者や理事、役員等である法人が経営するすべての施設、事業所

(3) 評価調査者の4親等以内の親族が、現在所属する施設、事業所（当該親族が当該施設、事業所の長である場合には、当該施設、事業所を経営する法人が経営する他の施設、事業所を含む。）

2 運営委員会は、評価調査者とサービス事業者の間に利益相反関係の存する恐れが実質的にないと認められる場合には、評価機関からの申し出により、前項の適用について特例の措置を講ずることができる

(評価調査者)

第9条 要綱第7条第2号に規定する評価調査者は、専門分野（福祉・医療・保健）と組織運営管理分野（調査・経営相談含む。）から、各1名以上の評価調査者とする。

(評価を実施した評価調査者、評価手順、評価項目の結果等)

第10条 要綱第7条第5号に規定する「評価を実施した評価調査者、評価手順、評価項目の評価結果等」とは、当該評価を実施した全評価調査者名、評価の

手順・方法、事業所の公表に関する同意書又は不同意書の写し、評価結果とその前提となる事実や結果の理由を示した書類をいう。

(開示)

第 11 条 要綱第 7 条第 8 号及び第 9 号に規定する「開示」とは、評価機関の主たる事務所の所在地に書類を備え置き、誰でもが閲覧できる状態にすることをいう。なお、評価機関はホームページやパンフレット等を作成し、利用者や事業者にわかりやすく公開することに努めるものとする。

(認証の取消)

第 12 条 要綱第 11 条第 1 項第 3 号に規定する「不正な行為」とは、次に掲げる各号のいずれかをいう。

- (1) 評価の信頼性を損なうような評価を行うこと。
- (2) 事業者から評価料金とは別に金品を受け取ること。
- (3) 守秘義務に反すること。
- (4) サービス利用者やサービス事業者の人権を侵害すること。
- (5) 評価契約を破る行為を行うこと。
- (6) 法令に違反する行為を行うこと。
- (7) 上記各号と同等と推進機構が認めること。

(その他)

第 13 条 この実施要領に定めるもののほか、認証を実施するにあたり必要な事項は細目に定める。

附 則

本要領は平成 17 年 6 月 20 日から施行する。